

令和2年（2020年）4月28日

保護者の皆様

豊中市教育委員会

市立小中学校における5月7日以降の臨時休業期間の延長について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
現在、大阪府から示されている方向性をもとに、本市の対応を下記のとおりといたします。
保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 臨時休業期間について

令和2年（2020年）5月7日（木）から10日（日）まで引き続き市立小中学校を臨時休業といたします。

2. 5月11日（月）以降の方針について

5月7日（木）の府の通知を踏まえ決定してまいります。